

平成23年人事院公示第18号の改正について

1 改正の概要

人事院規則8—18（採用試験）において、国家公務員採用総合職試験、国家公務員採用一般職試験及び国家公務員採用専門職試験の受験資格について用いる「試験年度」という語句について、現在、採用試験の第一次試験の日の属する年度とする旨定義しているところ、採用試験の最終の合格者を発表する日の属する年度とする旨の定義に改められることとなったことから、採用試験の受験資格を規定する際に「試験年度」という語句について同様に定義している平成23年人事院公示第18号の規定について所要の改正を行うこととする。

2 公示日

令和4年12月1日

3 効力発生日

令和5年4月1日